

# 会 議 録

## 1 会議名

第2回上越市障害者差別解消支援地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

(1) 開会（公開）

(2) 議題（公開）

ア 令和4年度取組について

イ 令和5年度取組について

ウ その他

## 3 開催日時

令和5年2月24日（金） 10時から11時まで

## 4 開催場所

市役所木田第一庁舎 402・403 会議室

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 非公開の理由

なし

## 7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員：河合委員（会長）、大山委員（副会長）、朝日委員、西山（工）委員、片桐委員、西山（俊）委員、池亀委員、宮下委員、森本委員、田中委員、渡邊委員

・事務局：福祉課 宮崎課長、八木副課長、太田係長、清水主事

## 8 発言の内容 (要旨)

- (1) 開会
- (2) 挨拶
- (3) 議題

### ア 令和4年度の取組について

太田係長：「資料1」「参考資料1～6」により説明。

西山(工)委員 (1) 障害福祉事業所及び地域包括支援センターへの周知について、各機関から反応や意見・要望等があったか。

太田係長 令和4年5月に情報提供した際には、障害福祉サービス事業所から、今後の動き方や案件に該当するのかなどの質問があった。

令和4年12月の再周知では、内容を改めて整理した形で周知を行ったが、それに対する反応は現段階では来ていない。

来年度も引き続き、該当機関へ広く周知・啓発を図っていく。

片桐委員 事例の共有と対応について、該当業種団体からはどのような返答があったか。

また、このような事例があった際、どこまで公表するか検討が必要ではないか。

八木副課長 該当業種団体の代表に説明を行った際、経営側として、トラブルを未然に防ぐためにこういった状況があるのは致し方ないとの話があったが、法の趣旨等は理解され、周知啓発への協力は承知したということでお話をいただいた。

今回の事例については、該当業種団体への影響や当事者の希望から詳細について公表することは考えていない。

今後も、事例の公表方法については、当事者や関係機関へ十分に配慮する形を取りながら、この協議会や市の取組・活動としては挙げていけるよう検討したい。

### イ 令和5年度の取組について

太田係長：「資料2」により説明。

河合会長 令和5年度の取組で、今までの取り組みと異なる新たな取り組み等はあるか。

太田係長 基本的には今までと同様に周知・啓発を中心とした取組を計画している。その内容の中で、必要な要素があればご意見いただきたい。

西山（工）委員 障害者差別解消法が成立されてから、3年を超えない範囲内で施行されるとあるが、施行について国の動きはあるのか。また、この理由はあるか。

太田係長 国からは、施行時期について、示されていない。

片桐委員 3年を目途に施行するというのは、民間事業者向けの猶予期間として設けられている。合理的配慮の提供が、努力義務から義務になることから、周知期間に時間を要している。この準備がおそらく整っていないので、まだ施行されていないように感じている。

大山副会長 障害者差別解消法について支援者や企業等の配慮をする側への周知・啓発は行っているが、当事者への周知の予定はないのか。

太田係長 毎年、障害福祉ハンドブックを作成しており、その中で、障害者差別解消法や合理的配慮などについて掲載し、周知を行っている。

事務局としては、当事者の方からなかなか声があげにくい状況もあり、まずは身近にいる相談員や事業所の職員が気づき、発信することが重要と考え、支援者側への周知・啓発を継続して行っている。当事者の方へ効果的に周知ができる方法があれば検討していきたい。

大山副会長 支援者としても、当事者の方々とともに生活しているわけではなく、支援で関わっている間のことしか分からない面がある。当事者の方にも情報として伝えていくことで、周知に繋がっていくと考えられる。

宮下委員 市の障害者枠での採用について、配慮していることや、具体的な対応方法はあるか。

宮崎課長 人事課では、毎年、障害者雇用で何名か採用している。配置について、事前に本人の意向等や症状の確認を行っている。また、採用後には所属長や人事課等の面談を行っており、所属長には人事課の指導が入るなど、常に本人に対して、声掛けや状況の確認をしている。具体的な対応については、人事課に確認させていただきたいが、車椅子の方が通れるよう席の間隔を開けるなどの対応をしている。

## ウ その他

朝日委員 新聞の記事で、障害者差別解消法についてアンケート調査が行われ、回答した障害者のうち8割の方が「差別されている」と回答していた。しかし、市への情報提供は、毎年1件程度であり、実際には差別と感じているが、声をあげることができていない状況が多くあると考えられる。

令和5年度の実施内容は、基本的に変わらないが、現状のままでは、声をあげられない状況が続くのではないかと懸念されている。

例えば、当事者へのアンケートを実施したり、ポスターを作成し福祉事業所や公共施設等に掲載するなど、新たな方法で進めていければよい。

八木副課長 事務局の方でも対応について検討していきたい。

片桐委員 当事者の方が発信する力をつけるためにも、代弁する支援者へのアプローチが必要である。例えば、相談員に向けて、障害者差別解消法に関する研修を行い、障害者差別に対する感度の高い相談員を育てていくなどが考えられる。令和5年度は、支援者への取組に重点を置いていくのがよい。

## 9 問合せ先

福祉部福祉課 TEL : 025-520-5694  
E-mail : fukusi@city.joetsu.lg.jp

## 10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。